ニ　投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項第十一号に規定する外国法人の発行する株式、新株予約権及び指定有価証券（八⑴から⑸までに掲げるものに限る。）並びに外国法人の持分並びにこれらに類似するもの

四　法第二十一条第一項第一号に規定する標準物（第五条第一号において「標準物」という。）

第二条第二項中「前項」を「前項第一号及び第二号」に、「標準物」を「国債証券に表示されるべき権利であって、金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令に公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年九月二十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百四十五号

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十一号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十九年九月二十二日とする。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
総務大臣　野田　聖子
法務大臣　上川　陽子
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　齋藤　健
国土交通大臣　石井　啓一

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年九月二十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百四十六号

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十一号）の施行に伴い、並びに国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の四第四項、第十六条の五第一項及び第十六条の七第一項、同法第十二条の五第八項において準用する児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の二十四並びに子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第三項第二号、第二十八条第二項第一号から第三号まで、第二十九条第三項第二号、第三十条第二項第一号から第四号まで及び第四項並びに第六十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国家戦略特別区域法施行令の一部改正）

第一条　国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「第二十三条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条第二項中「第二十三条第二項」を「第二十八条第二項」に改め、同条を第三十条とし、第二十四条を第二十九条とし、第十九条から第二十三条までを五条ずつ繰り下げる。

第十八条（見出しを含む。）中「第十六条の五第一項」を「第十六条の六第一項」に改め、同条を第二十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（法第十六条の七第一項の政令で定める基準）

第二十三条　法第十六条の七第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　本邦に上陸しようとする外国人が、対象海外需要開拓支援等活動に係る業務に必要な知識、技術又は技能を有していることを示すものとして内閣総理大臣及び法務大臣が関係行政機関の長と協議して告示で定める資格又は実績を有する者であること。

二　当該外国人に対する報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること。

三　当該外国人の申請に係る対象海外需要開拓支援等活動の全部又は一部が当該国家戦略特別区域において行われるものであること。

第十七条を第十八条とし、同条の次に次の三条を加える。

（法第十六条の五第一項の政令で定める作業）

第十九条　法第十六条の五第一項の政令で定める作業は、次に掲げる作業とする。

一　農畜産物の生産に伴う副産物（次号において単に「副産物」という。）を原料又は材料として使用する製造又は加工の作業

二　農畜産物又は農畜産物若しくは副産物を原料若しくは材料として製造され、若しくは加工された物の運搬、陳列又は販売の作業

（法第十六条の五第一項の政令で定める要件）

第二十条　法第十六条の五第一項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一　出入国管理及び難民認定法第六条第二項の申請を行う日における年齢が満十八歳以上であること。

二　農作業に関し一年以上の実務経験を有し、かつ、農業支援活動を適切に行うために必要な知識及び技能を有する者であること。

三　農業支援活動を行うために必要な日本語の能力を有していること。

（法第十六条の五第一項の政令で定める基準）

第二十一条　法第十六条の五第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　法第十六条の五第三項に規定する指針に照らして必要な措置を講じていること。

二　国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業を遂行するために必要な経済的基礎を有すること。

三　前号に掲げるもののほか、事業実績又は人的構成に照らして国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業を適正かつ確実に遂行するために必要な能力が十分であること。

四　第十八条第四号イからヌまでのいずれにも該当しない者であること。

第十六条を第十七条とし、第十二条から第十五条までを一条ずつ繰り下げる。

第十一条中「第十二条の四第十二項」を「第十二条の五第十二項」に改め、同条を第十二条とする。

第十条の見出しを「（国家戦略特別区域限定保育士事業に関する読替規定）」に改め、同条中「第十二条の四第十二項」を「第十二条の五第十二項」に、「第六条から」を「第七条から」に、「第六条第二項」を「第七条第二項」に、「第七条」を「第八条」に、「第八条」を「第九条」に改め、同条を第十一条とする。

第九条中「第十二条の四第八項」を「第十二条の五第八項」に改め、同条を第十条とする。